

# 北海道景観審議会

第 42 回会議 議事録

と き 平成 29 年 7 月 25 日 (火)

13 時 30 分～15 時 55 分

ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

かでの 2・7 550 会議室



出席委員 (H29. 7. 25)

石川 実  
大西 希  
小篠 隆生  
菅野 直行  
工藤 美智子  
中井 和子  
西山 徳明  
松田 裕子  
笠 康三郎  
渡部 純子

計 10 名

北海道景観審議会  
第42回会議 議事概要

日時：平成29年7月25日（火）13：30～15：55

場所：かでの2・7 550会議室

議 事	議 事 概 要
(1) 北海道景観形成ビジョン見直しに向けた検討について	<p>〈委員からの意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観は農業景観、漁村景観、観光景観等範囲がとても広くセクションを超えてとらえなくては景観の魅力につながらない。</li><li>・ 農業景観を見たときに農作物を作るために農家が工夫していること、それを購入している都心の消費者が支えて維持につながっている。その循環が景観を支える一つになっている。</li><li>・ 農村景観と自然景観の区別が認識されていない。区別できていないことが、人の手でつくられている美しい景観の価値に気がつかないことにつながっている。</li><li>・ 北海道の景観構造をはっきりさせることが、景観ビジョンを考えるうえで必要である。</li><li>・ 今ある現状の風景を維持し守り活用していくことも大事で、今ある住民生活の一部が景観を形成する要素の一つである。</li></ul>
(2) 屋外広告物について（報告）	道から、屋外広告物の取組状況について報告。

## 1 開会

○菊池主幹 ただいまから「第 42 回北海道景観審議会」を開催いたします。

本日は、お手元にお配りしております出席予定者名簿で 4 名の委員の方が欠席されており、また合同会社場所文化機構の後藤委員が所用のため急遽欠席となっております。従いまして、委員総数 15 名中 10 名が出席されておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしていることを御報告いたします。

それでは、会議の開催に当たり、北海道建設部まちづくり局、星野都市計画課長からご挨拶申し上げます。

○星野都市計画課長 ただいま紹介いただきました都市計画課長の星野と申します。4 月から配属しております。第 42 回北海道景観審議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は、大変お忙しい中、そして、非常に暑い中ご出席をたまわりまして、誠にありがとうございます。本日の審議会は「北海道景観形成ビジョンの見直しに向けた検討について」と「屋外広告物について」の 2 つを議題とさせていただきます。景観ビジョンの見直しに関しましては、前回の審議会で見直しに向けて現行ビジョンのこれまでの進捗状況を報告申し上げたところでございます。本日の審議会では進捗状況とともに景観を取り巻く現状と課題をご説明し、これらを踏まえて今後の見直しに向けた論点の整理を行っていきたいと考えておりますので、ご意見、ご助言をよろしくお願いしたいと思います。それから二つ目の屋外広告物につきましても、4 月に道内で相次ぎました屋外広告物の落下事故について、それらの事故を踏まえました道の取組と対応を報告し、今後点検内容の見直しをしていきたいと考えておりました。それらについてご説明をさせていただきます。終わりになりますけれども、今後とも委員皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成の推進を図るために、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○菊池主幹 次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日の次第、出席予定者名簿、資料 1 「北海道景観形成ビジョン見直しの骨子について」、資料 1-①「北海道景観形成ビジョンにおける対象範囲」、資料 2 「論点の整理」、資料 3 「北海道の景観の現状と課題」、参考資料 1 「北海道景観形成ビジョンに基づく施策の進捗状況」、参考資料 2 「景観形成ビジョン見直しのスケジュール（案）」こちらは前回の審議会でお配りした資料をつけております。そして、広告資料 1 「屋外広告物の安全対策について」、広告資料 2 「屋外広告物の管理」最後に広告資料 3 「北海道の屋外広告物制度（規制）体系の概要」となっております。不足しているものがございましたらお申し出ください。

それでは、これからの議事進行は、小篠会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小篠会長 はい。小篠でございます。皆さんお久しぶりでございますけど、お暑い中お集まりくださいまして、ありがとうございます。今日のご説明があったように基本構想でもあります景観形成ビジョンの見直しについての議論がかなりボリュームがあると思います。その後、続いて屋外広告物の話になります。前回もイントロダクションみたいな形で景観形成ビジョンのお話をさせていただきましたけれども、それに基づいた形で今回資料を作ってきていただいていますので、その話を伺いながらさらに見直しの論点は何かといとところに話を進めて行ければいいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 北海道景観形成ビジョン見直しに向けた検討について

○小篠会長 それでは早速、議事に入っていきたいと思います。「北海道景観形成ビジョン見直しに向けた検討について」という議題1についての説明をよろしくお願いいたします。

○寺谷主査 景観を担当しております寺谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

最初に資料1をご覧ください。現在のビジョンの構成を改めてご説明いたします。

計画期間は平成20年度から29年度まで、対象は景観行政団体を含む道内すべての市町村。構成は第1章は良好な景観の形成のための視点として、「地域らしさの視点」、「協働の視点」、「継続の視点」第2章ですけれども、めざす姿「美しい景観のくに、北海道」となっており、基本姿勢、各主体の役割を記載しております。第3章は基本方針と施策の展開方向として、5つの基本方針を定めております。基本方針1「一体性と連続性のある広域景観づくり」、基本方針2「協働による多様な景観づくり」基本方針3「戦略的な活用を図るための景観づくり」、基本方針4「地域の総合的な質を高めるための景観づくり」、基本方針5「景観づくりを支える人づくり」となっております。第4章につきましてははビジョンの推進、関連部局との連携、施策の進め方を記載しております。

右側の欄には、ビジョン見直しの骨子として記載しておりますが、これからご説明いたします現状と課題を踏まえ、ご議論いただければと思っております。

次に資料1-①をご覧ください。ビジョンの対象範囲を図で示しているものでございます。ビジョンの対象なのですが、景観行政団体になっていない市町村は北海道の景観計画区域に入ります。景観行政団体はそれぞれの市町村が景観計画区域となり景観計画等により施策を進めますが、道の施策を参考にさせていただきたいとの考え方であり、このビジョンについては北海道全域を対象とするものでございます。

次のページです。資料2について、論点の整理となっておりますが、後ほどご説明申し上げます。

ます。

その次のページ資料3の方をご覧ください。「北海道の景観の現状と課題」です。「1 これまでの景観形成ビジョンの取組の成果と評価について」です。前回の審議会でビジョンの進捗状況をご説明いたしましたが、それをまとめたものになります。

「1 これまでの景観形成ビジョンの取組の成果と評価について」景観形成ビジョンが制定されて8年が経過。景観施策に取り組む景観行政団体は平成29年4月現在、道内17市町平成21年策定時は11市町と緩やかではあるが良好な景観に対する道民、市町村の関心は高まっていると考えています。実際に地域が主体的に良好な景観を保全、創出することで、人口減少社会の中でありながら、人口増に繋がっている市町村の事例もあり「良き循環」の一例として一定の効果が発現しています。北海道景観計画に定める大規模な建築物、工作物、開発行爲については届出制度を平成21年から実施。良好な景観の保全に一定程度の役割を果たしてきました。また、再生エネルギーとして増加してきた、太陽電池発電設備及び風力発電設備について、本道の雄大な自然景観と調和を解説した「景観形成ガイドライン」を策定し、事業者や地域住民へ周知することにより景観保全を推進してきました。一方「良好な景観」の内容は地域により様々であり、市街地、農村、自然景観など各地域の特性やその地域の歴史、文化、また過去の景観形成の取組実績など、地域の状況に応じて具体的な取組方策も効果発現スピードも異なります。

景観形成ビジョンの策定から8年が経ちまして、景観に対する意識や取組は緩やかではあるが普及してきています。良好な景観形成が地域活性に繋がる事例も生まれてきており、全道的には景観に対する意識の差があり、良き事例を一層推進するために、多様な課題への中長期的な対応が必要と考えています。

次のページに入りまして、「2 現状と課題」です。前回の第41回審議会において、次のような意見をいただいております。「道内に景観行政団体が少ない理由を考えるべき」「市町村に対する啓発不足」「景観行政について、地域により温度差があるため、道が主導して意識共有を図るべき」「北海道の観光を持続させるため、良好な景観形成が大切だという認識が観光関係者に不足している」「10年間で起こった社会的な変化を例示する」「地方公共団体による景観施策の取組事例を類型化しリストアップする。」「北海道としてやるべきこと、できること、といった論点を絞って議論すべき」といったご意見などを踏まえて、現状と課題を次のページ以降に整理しております。

次のページをご覧ください。「景観形成ビジョン取組の現状」でございます。

景観法に基づく建築物等の届出状況でございます。このページでは、平成21年度より届出制度を行ってまいりましたが、各年度の届出、通知件数を各振興局別に表にしております。毎年、平均ですが全道で約500件程度の届出があります。

次のページをお願いします。届出対象行為別件数の推移です。平成 24 年に極端に工作物が増えていますが、これは携帯電話会社のサービスエリア拡大により鉄塔が増えたことによるものと推測されます。また、東日本大震災後、太陽電池発電、風力発電の建設がこのころより増加傾向にあります。

次のページに入ります。「広域景観形成地域」です。現状は羊蹄山麓広域景観形成地域の 1 カ所のみとなっており、各市町村への調査や説明会を行っているものの、指定には至っておりません。しかし、他府県にない広大な土地、自然景観を有する北海道の優位性をいかし景観づくりを進めることが引き続きの課題であると考えております。3 資料（1）は羊蹄山麓の協議会で行動計画を作成しております。景観づくり指針に基づいて、毎年行動計画を策定し、様々な団体と連携して景観づくりを行っている具体的な例となります。次に（2）は道の都市計画課において全道市町村へ広域景観地域指定について調査を行っております。それは平成 26 年 12 月の調査なのですが、次のページで北海道の地図をご覧ください。赤色で塗ってあるところが、広域景観形成地域の検討中と回答があったところで、そのうち回答が多かった宗谷管内で平成 27 年度に北海道から説明会を開催した経緯はありますが、指定には至っていません。

次のページでございます。「景観行政団体」です。現状ですが、平成 19 年度には 11 団体で、平成 29 年度は 17 団体と少しずつではありますが増加しているところです。しかし各市町村に行った景観行政団体への移行調査においては「移行あり」とした市町村は 1 団体、「検討中である」と回答した市町村は 9 団体と理解が進まないのが現状です。その下、理由として一番多いのが、「道の条例で十分である」次に「景観を阻害される問題が出ていない」などの認識であるとともに、「職員等の必要な体制が確保できない」との回答が多い結果となっております。

次のページをご覧ください。「景観行政団体の良好な景観づくりの一例」を紹介しています。「市街地整備タイプ」、「歴史・文化タイプ」、「住宅地整備タイプ」「自然景観タイプ」に区分して一例を示しております。「市街地整備タイプ」としては旭川市が「北彩都あさひかわ」を景観計画重点区域に指定して細やかな景観づくりを進めているところです。「歴史文化タイプ」では、函館市が景観形成指定建築物や伝統的建造物の外観修理や耐震改修等に対し公的な助成をして保全に努めています。次のページです。「住宅地整備タイプ」としまして、写真の町、東川町が市街地に位置する分譲地を景観法に基づく、建築緑化協定を定め、町と住民が一体となって地区全体の景観形成や保全に取り組み、近隣市町や首都圏から移住者が多くなり町全体の人口も増加し、景観が地域活性化に繋がっています。「自然景観タイプ」としては美瑛町で、町独自に電線の地中化に取り組んでいたり、町民と協働での景観保全に関する活動を行っているなど良好な景観づくりに取り組んでおります。一例としてあ



げさせていただきます。

次のページでございます。「北海道景観づくりサポート企業登録」です。平成 23 年度から良好な景観形成を図るために景観づくりに取り組んでいる企業を北海道が登録し、登録企業に対し支援を行っています。現状は 86 社まで登録が伸びてきていますが、近年は停滞傾向にあります。業者別登録者数、登録件数はグラフのとおりとなっております。業者別では建設業者が 6 割以上を占めています。次のページで振興局別登録者数、登録企業の取組数ということで内容で多いのは「花や樹木を育てる活動」と「地域の質を高めるための取組」ということを行っています。

次のページをご覧ください。「各種アンケート調査から見る現状と課題、各主体の役割」です。まず北海道が行ったアンケート調査なのですが、平成 26 年に道のホームページで WEB 形式によるアンケート調査を行っております。「あなたは北海道のどのような景観が好きですか」ということで、一番多かったのは「自然景観」という回答で、その次に「農村・漁村景観」という回答となっております。「どのようなものが北海道の景観を損ねていると感じますか」ということで、「周辺景観と調和しない建造物や屋外広告物」という回答が一番でその次に「空き家、廃屋、空き店舗」という回答です。

○西山委員 ちょっとごめんなさい。これは誰に対してのアンケートですか？先ほど言っていなかったのです。

○寺谷主査 これは、誰に対してのことですか

○西山委員 一般市民だとか、道民だとか。

○寺谷主査 北海道に訪れたことがある方を対象に、調査方法としては北海道の公式ホームページ上での WEB 形式によるアンケート調査ということで実施しております。

○西山委員 道内、道外にお住まいの方ということですね。

○寺谷主査 そうですね。

○西山委員 はい、わかりました。

○寺谷主査 その次ですが、「あなたは良好な景観づくりを進めるため、どこ誰が主体的な役割を担うとよいと思いますか」ということで、一番目は「市町村」という回答、続いて「北海道」ということになっています。

次のページです。「あなたは、良好な景観づくりを進めるため、道庁が果たすべき役割をどのようにお考えですか」ということで、一番が「市町村が行う景観まちづくりに対する支援」その次に「市町村を越えた広域的景観づくりに対する支援」という回答でございます。

その他を選んだ内容はそれ以下に記載しています。

次のページですが、「国土交通省によるアンケート調査」なのですが、平成 23 年 9 月にインターネットモニター制度による調査で全国調査を行った結果です。この中では「あなたが思

う優れた景観とはどのようなものですか」ということで、この中で一番回答が多かったのが、「緑地や樹林地等の緑の景観」。「10年前と比べて、景観に関する意識が高まりましたか」ということで、「大きく高まった」「少し高まった」を合わせると約75パーセントぐらいとなります。「あなたは良好な景観形成のための活動へ参加していますか」それに対して、「よく参加している」「時々参加している」が合わせて33パーセント程度となっています。

次のページにいきまして、「10年前と比べて良好な景観形成のための活動」への参加機会は増えましたか」ということで、「大きく増えた」「増えた」を合わせまして約45パーセント程度。「あなたが参加した良好な景観形成のための活動はどんな活動ですか」ということで、一番多かったのは「身近な景観の保全活動」二番目には「樹木や草花の植栽活動」となっています。その下ですが「あなたが参加した良好な景観形成のための主導的な役割を担っているのは誰ですか」という問いには一番多かったのは「市町村」その次に「自治会や商店街の組織等」という結果になっています。「今後良好な景観形成に関する活動に参加する意向はありますか」という問いには「積極的に参加したい」「機会があったら参加したい」を合わせると9割以上が参加したいという回答になっています。次に「国は都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成16年に景観法を制定しましたがこのことを知っていますか」という問いに3割程度。「お住まいのまちの景観は10年前と比べて良くなりましたか」というアンケートなのですが、「良くなった」「やや良くなった」と回答した人は35パーセント。

次のページです。「お住まいのまちの景観は、10年前と比べてどの程度変化しましたか」といことで、1番の「公共施設」ですと「良くなった」「やや良くなった」は合わせて半数近くという高い数値となっています。6番の「公園や緑地の景観」も40パーセント近くも良くなったと感じている方が多いという結果となっています。

続きまして次のページとなりますが、「良好な景観形成に最も影響があるのは誰の行為によるものだと思いますか」ということで、約半数程度が「行政」との回答になっています。次に「まちの景観を良くするために最も重要な役割を担うのは誰だと思いますか」というのには、一番多いのは「市町村」その次に「国」「国民」「都道府県」という回答になっています。

次のページです。「行政が地域の良好な景観形成を推進するには、どのような手法が有効だと考えますか」という問いには約42パーセントの方は「規制・誘導」その次には「助成」「建築物の修景やまちづくり団体の活動に対する補助金等」ということになっています。

次のページになります。「良好な景観形成を推進するため、国土交通省は今後どのような取組を充実することが必要だと考えますか。」という問いですが、「緑地保全、緑化推進策の充実」というのが一番多い結果となっています。以上アンケート結果の状況を参考まで

に載せております。

続きまして次のページの「社会情勢の変化による現状と今後の課題」ということで、「人口減少・少子高齢化の進行による影響」です。

1 概要、人口減少少子高齢化により景観づくりを担う人材や景観づくり活動に関わる団体、企業の減少、空き家・空き地の増加による、景観阻害要因の増加など、景観への影響が懸念されます。現状「(1) 人口減少・少子高齢化」の推移をグラフに表しております。北海道の総人口は、平成 52 年には国の推計では 419 万人まで減少すると推定されております。また、高齢化率では平成 57 年には 37 パーセント程度になると予測されております。

次のページをご覧ください。「(2) 景観づくりの担い手不足」ということで、景観づくりの担い手となり得る建設業者就業者数は、平成 7 年以降、年間約 1 万人減少しており、高齢化が進んでいる状況でございます。下のグラフの、本道の建設業の年齢別人口の推移では、50 歳未満の従業員が平成 7 年と比べ平成 22 年には半減しています。また、民間、公共投資額についても平成 5 年から見ると、平成 23 年には約半分程度と減少しています。

次のページです。「(3) 空き家・空き地の増加」ということで、グラフにもあるとおり全国的に急速に空き家が増加していくことが見込まれ、景観への影響が懸念されているということで、市街地の空洞化も想定されています。

次のページになります。景観阻害要因となり得る郊外の廃屋写真と、都市の空洞化のイメージ図になっております。写真は後志管内のものですが、このような空き家が増えて、景観を阻害しています。また、都市のスポンジ化が増えることにより景観が損なわれる懸念もされます。「(4) 耕作放棄地の発生」ということで、農村地域の景観阻害要因となっている耕作放棄地は、5 年間で約 9 パーセント減少はしているものの、土地持ちの非農家は増加しており今後耕作放棄地が増加する懸念があります。

次のページですが、「(1) 空き家対策」といことで、道では生活環境の保全や移住・定住の促進に向け、空き家等の有効な活用に取り組むとともに、市町村の空き家等対策を支援することを目的に空き家に対する取組を行っています。適正に管理された空き家は本道の豊かな自然景観と相まって、その景観の価値を評価する人々の移住・定住の器となる可能性を有しており、景観価値を理解する人材が本道に増えることにより本道の景観づくりが進む好循環を生み出すことが期待できます。「(2) 耕作放棄地の再生」ということで、荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備の取組を総合的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」により、本道では、平成 21 年から 5 年間で約 400 ヘクタール再生利用されており、荒廃農地の減少に大きな効果をあげています。

その次のページです。「地方公共団体の行財政構造の変化」です。概要として、道及び市

町村は厳しい財政状況のもと、行政改革と財政健全化に取り組んでおり、職員数や投資的経費の削減が進んでいる状況です。現状として、グラフでもわかるとおり、市町村の一般行政部門の職員数は平成 28 年には平成 13 年と比べ 2 割強の減少となっています。また、道の投資的経費も平成 10 年をピークに抑制、減少傾向にあり、平成 25 年度では平成 15 年度比で、42.2 パーセント減となっている状況です。

続きまして、次のページです。「観光入込客・来道観光客の増加」ということで、概要として、良好な景観を観光資源として、本道の地域振興にいかすことにより、観光振興と景観づくりをともに推進することが必要であると考えています。現状として来道観光客数は平成 22 年度まで、約 600 万人前後で推移していましたが、平成 27 年度では 800 万人近くまで増加しています。その要因としては、下のグラフにあるように訪日外国人来道者が急増していることにあり、道では第 4 期「北海道観光のくにづくり推進計画」の策定に向けて、訪日外国人来道者数 500 万人をめざした誘客促進が現在議論されているところです。

次のページになりますが、国においても「明日の日本を支える観光ビジョン」を平成 28 年 3 月に策定しております。その中で「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」の視点のもと、主な観光地で「景観計画」をつくり美しい街並みへを改革の一つとして位置づけております。2020 年を目途に、原則として、全都道府県、全国の半数の市町村で、「景観計画」を策定。また、外国人旅行者向けの周遊ルートには専門チームを国から派遣し、景観を徹底改善する。としているところであります。「外国人観光客の観光スポットに対する評価」ということで、海外で道内観光地の類型化として「豊かな自然環境」「広大な景観」「雪・寒冷地」があげられています。

次のページをご覧ください。SNS 投稿写真による北海道の景観価値の評価ということで、北海道大学の日浦教授らの研究グループが SNS に投稿された写真を地理情報システムを用いて見える範囲を計算し、景観需要の評価を行っており、このようなデータを活用することで、景観の需要、保全の対象地域になっているかなど把握でき、景観行政に今後役立つ情報収集できるのではないかと考えています。

次のページは移住・定住の促進です。道及び市町村は地域への移住・交流者の受け入れ体制を構築し、多様な移住・交流サービスを提供することによって、活力ある地域づくりを官民連携のもと進めており、現状は体験移住「ちょっと暮らし」の受け入れのほか、移住定住窓口を設置し、移住希望者へ北海道の暮らしを応援しています。移住、定住を促進し、空き家などを活用することにより地域の良好な景観づくりや景観阻害要因の発生防止につながっていくものと考えております。

次のページには北海道の景観施策の系譜です。上から、社会情勢の変化、法律等、施策等、関連計画等主なものを掲載しています。こちらの方は参考にご覧頂ければと思っております。

次のページになります。「3現状と課題を踏まえた論点の整理」としまして、景観形成ビジョン見直しに向けた論点として5つほどあげさせていただいております。(1)景観が有する価値や経済波及効果などへの理解を深めるためにはどうすべきか (2)景観づくりの担い手不足、意欲の低下、ネットワークづくりの停滞にどのように対応すべきか (3)北海道の優位性をいかした景観づくりを促進するためにはどうすべきか (4)良好な都市景観、住宅地景観形成を促進するとともに、景観を阻害する事象の発生を抑制、未然防止するためにはどうすべきか (5)地域性をいかした持続的な景観づくり、景観資源となり移住定住を促進する地域活性化に寄与する魅力的な景観づくりを進めるにはどうすべきか などがあげられるのではないかと考えております。

「4今後の検討」といたしまして、上記の論点に係るご議論や、前回(第41回)審議会においていただいた、「景観を数値で表すことが適切なのか」、「指標のあり方の再考が必要」、「計画期間の途中で指標の達成状況を目標値にフィードバックすべき」「今規制しなければ将来に禍根を残すような場所を明らかにすべき」といったご意見などを踏まえまして今後、ビジョン見直し、基本方針や指標のあり方などのついて検討していきたいと思っております。

また、先ほど飛ばしました資料2なのですが、「論点の整理」というところで、先ほど現状と課題を踏まえた論点の整理と今後の検討をまとめたものになります。左側の北海道の景観の現状と課題から論点、そして見直しビジョンの基本方針につなげていきたいと思っております。今後基本方針、現行の5つを記載しておりますが、こちらにいく間に資料1の骨子について書かせていただきましたけれど、論点の整理をしていただきながら、めざす姿について基本方針がこれでいいのかどうかという、今日の審議会ではそのようなご議論もいただければと思っております。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございます。長時間にわたってご説明いただいたのですが、ちょっと複雑になっているかと思えますけど、まずは前回の審議会において出てきた問題点、指摘のうえに現状と課題を明らかにしようということで、長い資料の説明がありました。その中から5つ考えられるのではないかということで、出てきているのが、資料3の一番最後のページです。それが資料2の四角い箱が5つある真ん中ということになっています。ただこれを事務局案として出しているだけなので、こういうことでよろしいのかということをご意見をいただきたいのと、これがこうだとするならば、今の現行の景観形成ビジョンでつくられている基本方針というものと、論点は合致するのか否かというようなところに話がいくのかなと思っております。こういうたてつけで少し議論をしていきたいと思っているしだいだという説明だったと思います。ちょっと長かったのですが色々あったと思うんですけども、これから目標としては、こういうことをやりたいんですけど、まず

は資料の内部で質問がある方は、フリーディズカッションで結構だと思いますので、どなたからでも気になることについてお伺いしていきたいと思います。いかがでしょうか

○渡部委員 アンケートのところで、国土交通行政インターネットモニターアンケート調査、景観に関する意識調査とありますがこの回答は全国の人からの回答だと思いますが、その中で北海道の回答はどのくらいあったのか知りたいのですが。

○小篠会長 北海道に居住している人の割合ですか。

○渡部委員 全国の人がインターネットで回答していると思うのですが。

○寺谷主査 1005 人からの回答がありまして、そのうち北海道が 83 人の回答があります。

○渡部委員 1005 人のうちの 83 人ってことですね。

○寺谷主査 はい。そうです。

○渡部委員 わかりました。ありがとうございます。

○西山委員 分けて分析できるのですか。データベースにアクセスできますか。

○星野都市計画課長 そのような見方ができないかと思ひまして、国土交通省に問い合わせしましたが、古いこともあって北海道のブロックだけの数字は持ち合わせていないとの回答でした。

○小篠会長 加工はできなっただけのことですね。この範囲でしか理解することができないってことですね。アンケートのことなど色々ご質問あろうかと思いますが、ひとつ教えていただきたいのは、去年の 3 月作成で「明日の日本を支える観光ビジョン」が出ています。国の施策として「景観計画」を全国の半数の市町村で立てるように主導していくという事で、これは国の話で、北海道では「景観計画」自体もそれほど多くの市町村で持っているという話でないところが実は課題だよねという議論が出ている中でこの施策との関係とこの基本構想が改定されるという位置づけ、この辺は重要な上下の施策との関係ですから相当重要なポイントになるのではないかと考えているのですが、具体的にすでに指導とか入っているのでしょうか。あるいはこれを睨みながらやる必要はないのか。北海道の位置づけ、立ち位置をどう扱えばいいのかというのはいかがでしょうか。

○寺谷主査 特に北海道としてというのはないのですが、良好な景観をつくっていくことにおいては、「景観計画」の策定して、ということは景観行政団体になっていただいて、地域のきめ細やかな景観の取組をやっていただきたいというのが、北海道としての考え方となっております。国の方ではこれに向けて、地域でブロック会議や説明会を開いているところで

○小篠会長 指導啓発ぐらいの話なのか、もう少し策定に向けてインセンティブを与えようとするのか、その辺の具体的な施策をちょっと聞きたいのですが。

○星野都市計画課長 「明日の日本を支える観光ビジョン」は国全体の話として、そのうち

の国土交通省関係のひとこまとして、景観計画をこのような目標で進めましようとなっていて、北海道に降りてきた道庁の観光施策のなかで道内の景観計画を進めるといったことは取り立てて着目し進めていくという取り上げ方にはなっていません。ですがこの国の施策に対して向かって進んでいくことには、もちろん変わりません。

○小篠会長 国は半数を景観計画を立てさせようとしているわけですから、北海道だけが極端に策定率が低いというわけにもいかないとはなると思うので、何か挺入れがくる可能性はあるのではないのでしょうか。特に弱いところを多く引き上げようとする動きに出るかもしれないし、観光資源がたくさんあるところを100パーセントに近づけていくというやり方もあるかもしれませんが、半数というのはとても大きな値で出してると思うので、どうするのだろうとは思いますが。話を戻しますけど、その中で今基本構想を改定しようとしてるので、そのようなことを睨んだ書き方、景観計画の策定を促すような基本方針を入れないでいいのかというところが、議論の対象になるのかなと思ったので、その辺についてのバックグラウンドについてお聞きしたかったということです。

○西山委員 今年の5月30日に観光ビジョンのアクションプログラムが出てると思いますが、あちらにはなんて書いてありますか。ご存じの方いらっしゃいますか。

○松田委員 私も（「明日の日本を支える観光ビジョン」を）気になっていて、外国人旅行者向け周遊ルートには、専門家チームを国から派遣し景観を徹底改善します。という文言がとても気になったのです。そことダブルスタンダードみたいな形で国が先だって、道が追随していくことになるのか、ちょっと心配なところですね。

○大西委員 私の居ります釧路市も東北海道の周遊ルートがありまして、やっているんですけども、専門家チームの派遣につきまして、今のところニュースがないと思うのですが、お許し頂ければ電話して聞くこともできますが、そういう場ではないと思いますので。

○中井委員 すみません、よろしいですか。景観というのは、かなり広くみれば、農村景観も漁村景観も入ってくるわけで、必ずしもこの部署だけでできない内容が多いですよ。観光という視点で見た時も、この景観はどこのセクションの管轄であるとか、一般の人や観光客はそういった見方で見てるわけではないですから、そういう広域的視点で見た時に、このセクションでできる役割があると思うのです。2年前、東神楽で景観計画に関わったのですが、東神楽は特に農村景観に魅力があるわけです。ですがその文言が当初の文章に全然無かったのです。それは絶対入れるべきとお話して入れていただいたのですが、その時にかなり広域的に町の景観を見ていたのですが、行政のセクションに関係なく地域景観を見ていかないと良い景観計画はできないと思うのです。特に観光として利用していく時には、観光客はどういう視点から景観を見ているのか、その辺りの整合性をどうするのか。国の施策ですからセクションを乗り越えて考えていかなくてははいけない。地域景観の魅力ってそういう

ものですよ。その辺をどうしていくのか疑問もあるし、これまでの景観ビジョンというのは、深く考えていなかったところが多い。観光という側面で見るときには、それではいけないのではないかと思うのです。その辺をどうするのか疑問です。

○小篠会長 おっしゃるとおりだと思っけて、今回の論点の3番が北海道の優位性をいかした景観づくりを促進するためにはどうすべきかという話だとか、5番の地域性をいかした持続可能な地域づくり、移住定住促進、観光資源として魅力ある景観づくりをすすめるにはどうすれば良いかという論点がありますが、もう少し広域的に見た時に都市部だけではないから、農村、漁村、山間エリアそういったことを含めた景観づくりを進めていくのかということが、ビジョンの構想には書いてあったかもしれないけど、実際の現場には落ち込んでいっていないと言うところを前回もちょっと話したような。

○中井委員 食の文化を北海道で考える場合には、食料生産がイコール農林漁業の景観に関わってくるわけですから、地域の地場産素材で美味しいものをつくり出すだけでは済まないことも多いではないですか。美味しい料理の素材をつくっている農林水産業の景観を見てるのですよ。食文化と農林水産業のその繋がりを関係づけて、観光客に提供しないと観光としては不足だと思うのです。ただ美味しいもの提供しますよではなくて、この素晴らしい景観が維持できてるのは、農村景観が北海道の食文化と食材の提供の場所であるし、それを消費してる観光客の皆様方の購買力なんですよという形で、全部循環して捉えていかないと景観は難しい。だから農村景観を形成しているのは農業者であっても、ある意味でそれを維持しているのは消費者なんですよ。都会の消費者が農作物を買わなければ、農村景観が存在しないわけです。そういう意味での都市と農村の共存共生についてまで踏み込んで捉えていかなければならないとなると、現況では色々難しい部分が出てくるのではないかと。

○小篠会長 ただ、景観法というのは大きくまたいで考えられる法体系となっているので、都市計画とかまちづくりとかそういった部分だけで考える必要はなく、元々景観法のつくられ方の理念としては、そういうところをまたいで良いとなっているので、そういうところが如実に状況として出てくる北海道の中で、基本構想たる景観形成ビジョンというのはもう少し強く謳っておいてもいいのではないかと。

○中井委員 いくつか行政の部が一緒になって北海道の景観を考える場ができれば良いのかと。

○小篠会長 その先のアクションで、もう少し具体的にどうするという形になっていくと思いますが、北海道がそういうことをできるかどうかということに絡むかもしれませんが、横断的に協議をする場をつくるのか、景観計画をつくるのは市町村だったりしますので、市町村の中で景観計画を策定する時に協議の仕組みをつくるという形に誘導するようにビジョンを改定するとか。



○中井委員 それは人材育成に繋がってきますよね。地元のですよ。地元人材には、色々な方がいらっしゃるから、その方々への波及効果が生まれてくるのではないかと考えるのですが。

○小篠会長 その辺りが前回の審議会において、市町村に対しての啓発不足があるのではないかと。この時の話は景観行政団体になる市町村の数が少ないということで、この話になったのではないかと思いましたが、今の話は景観計画をつくるという時にどういうつくり方をすれば良いのかということに対しての啓発がもう少しちゃんとしておかないと偏った、また、その市町村がやりたいと思っていることだけを取りまとめて景観計画というかたちにしてしまう。それでは本来的な景観計画、景観を保全したり、景観をつくったりすることに繋がっていかないのではないかとということですね。

○西山委員 最初に小さい話をさせていただきたいのですが、美瑛町の話がありましたよね。資料の中の取組一例で、一番下に美瑛町とあって、「丘のまち・美瑛の自然景観を活かした景観づくり」これは誰がつけたタイトルですか。いくつかの種類されていますが、例えば東川であれば「写真の町・東川の住宅地景観づくり」とか、このタイトルは事務局で付けられたのですか。

○寺谷主査 そうです。

○西山委員 なぜこのようなことを聞いたかと申しますと、私は美瑛町の景観計画に関わっているのですが、美瑛町の観光も含めた景観の悩みは、観光客が農地景観を自然景観だと思っていることなんです。だから、四角の中は農業景観と書いてあって、美瑛町が思っている内容と遜色ないのですが、タイトルだけが自然景観になっている。あともう一つ、アンケート調査の中でも、「北海道のどのような景観が好きですか」という問いにも自然景観がトップにきていましたよね。この自然景観も眉唾ですよ。要するに美瑛の景観を見て自然景観に丸をつけている可能性がある。非常に広大な牧場の景観とか全部あれば、農業景観であり農地景観なのに、それを観光客は、無神経に自然景観と言って賛美している。でもそれは自然景観と呼んだ途端に、人間がつくるものではないということですから、勝手に入っていても良いし、私有地でもないしと思うわけです。それが非常に北海道の景観問題を複雑にしている。価値に気づかせていないし、問題を生じさせている。農業と観光のトラブルの原因にもなっている。ちょっと意地悪な言い方をしたのは申し訳ないけど、まずは道庁の事務局からその概念をしっかりと置き換えて、啓発して欲しいのです。皆さんの見ているのは自然景観ではありませんと、農業景観であり農地景観ですよ。だからこれは人間がつくっている景観で素晴らしいでしょうと、だから人間が皆さんがつくっている、農家さんがつくっている景観だから大事にしてください。蹂躪しないでください。それから、もうひとつ、景観計画をつくらない理由ってありましたよね。道庁の基準で十分だからとありましたが、この辺は

全部連動しているんです。決して揚げ足を取るわけではないけど、北海道全体のイメージとして、農業のことには景観は関係ない。実際は来た観光客が感動しているのは、ほとんど農業景観です。もちろん美瑛だって十勝岳があってその自然景観を背景にするから美しいのですが、美しい山の景観は、他所にでもあるけれども美しい農地の景観は北海道にしかない。それが自然と相まって美しいといことを北海道の方ももっとピーアールしなくてはいけない。そうすると、先ほど中井委員がおっしゃられたとおり、景観計画は街(都心部)だけのためのものではないのです。札幌市の都市景観条例をこの2, 3年で改定しましたが、都市景観条例ではなく、札幌市景観条例に変えたのですね。「都市」の文言を取ったのです。同じ理由で。今まで景観行政は都市のために、いわゆるまちづくり的な都市のまちづくり的なものにしか役に立たない、まちづくりをやるべきものだと勝手な思い込みがあって、だけど先ほど委員長が述べられたように景観法というのは、都市計画より遥かに広くて、自然地域、郊外地、市街地も入れているだから、景観計画の緩やかなところに

啓発をする作戦を考えなくてはならない。皆さんが、地方都市が、うちには市街地もないし、景観的魅力もないし、どこにでもあるような景観だと言って、農地は美しいもを持っておられるのに、うちは景観とは関係ありません。大きな建物については道の条例があるから十分ですよ。こういうのが、北海道で景観行政団体が増えない最大のポイントのひとつだと思います。要するに自分達の景観の魅力は何かということを考えることなく、東京的な、街の景観をやるのが景観行政だと思っていることが、そもそもの錯覚だと私は思わざるを得ないです。なので、北海道が北海道らしい景観づくりというものを道主導で打ち出していくとすれば、その発想の転換をまずすべきだと強く思います。

それともう1点だけ、考えていく上で景観って誰がつくってるのといえ、大きく言えば2通りの主体しかないんですね。一つは公共ですね。道路を作るなどの公共事業でやるべきもの、日本国土の地面には公共の土地と民間の土地しかないのでから民間の土地は民間がやる。となると景観をつくっているのは公共か民間になる。強いて言えば民間の中には事業者としてやる民間と、住民としてやる景観に関わるの方々ということ大きく分ければ3者ぐらいを対象として、それぞれに違うアプローチをしなければならないと思うんですよ。そういうのにこの今までのビジョンの構成が、その視点から言えば、ぼけているというか、戦略的ではない。言っていることは悪いことではないが、ここは北海道として音頭をとる、ここは自治体にしっかりやってもらう、という仕分け。それと今言った主体。さっきの落下傘部隊で送り込みますみたいな、失礼な話だとは思いますが、このたった数年であれができるのは、公共事業だけじゃないですか。このビジョンができて2020年までできるとするならば、公共事業をもっときちんとするだけで、例えば、電線を地中化しろだとかガードレールを直すとか公共事業でしかできないことで、民間は基準やガイドラインを作って10年、

20年で解決していく、そこに落下傘部隊が面倒見てくれるのかどうかは知りませんが、その辺は国とやり取りをして、3者の内の公共事業に対してだけは、これは使えるということであれば、そこに、国のお金、人材とかリソースを集中投下するというようなその辺の戦略をうまく整理すれば良いのかなと思います。たくさん意見してすみません。

○小篠会長 ありがとうございます。非常に参考になるお話だと思いますけど、今西山先生のお話を聞きながらビジョンの冒頭のページを読んでいると、北海道の景観がどういう構造になっているかといことはあまり書いていないんですね。だからこれを読んでも、解らない。それぞれが勝手に解釈して景観とはこういうものと言って、つくれというから何かやろうかなって思うけれども、何をやっていいかわからないし、それがどんな価値があるか解らないねというところで済んできた10年だったのかもしれないね。

○工藤委員 私は2つ目の担い手不足とかサポート企業登録のところをちょっと伺いたいのですが、北海道のアンケートのところで「どのような景観が好きですか」で自然景観とか農村漁村景観とかでています。ところが「景観を損ねるものは何か」というと建築物とか空き家、廃屋、空き店舗という回答がありますよね。一方こちらで北海道景観づくりサポート企業登録で一番多いのは建設業者であり、次のページの登録企業の取組で一番多いのは、花や樹木を育てる活動、次は、地域の質を高めるための活動、ピントを外れたことをやっているのではないかと、せっかくサポート企業になったのに何をやれば良いかわからなくて、ただ道路縁に花を植えているのかという印象を受けるのですが、この辺をもう少し、建設業者がサポート企業になったのなら、こういうことに力を入れて欲しいとか何かそういう指示みたいなものがあったら良いのではないかなという印象を受けました。この5番の地域の質を高めるための活動って何をやっているのかは具体的にわかるのでしょうか。

○小篠会長 それは私も質問しようと思っていたのですが、中身はわかりますか。

○寺谷主査 主にまちの清掃活動が中心です。

○小篠会長 きれいな言葉で書いてあるんですね。

○松田委員 よろしいでしょうか。私としては景観ビジョンは危機感を持って審議していかなくてはならないと思っているのは、現実として倶知安町は法律がない中で、どんどん外資がきてビルが建ったり、色々なことで地域住民とたくさん揉めてやってきた経緯があります。つい先日、外資の方がニセコ町の町長室にいらして、ニセコ町の景観法の色々な規制を取り下げろということで、取り下げたら要するに投資をするからということで、億単位の事業を行うということで、申し込みをされてきたということを知りました。もちろん町長は激怒したということで、ニセコ町は推進する地域と農地として守る地域というのを地域住民と話し合いを重ねながら、考えながら進めてきた経過があります。リゾート地帯の方はなるべく緩やかにしますけども、ニセコ町も水準に則ったものであればオッケーですよという形で、

高さだとか決めているんですね。だけどこのようなことを他の全く解らないところで、どんと投資をするから建てますよってことが、他の地域であった時に、何も法律がなかったら、建築申請を出せばオッケーとなってしまう。だからこそ北海道できちっとした筋を作って頂きたい。私は危機感として思っています。だからこそこれを大事にしていきたいという気持ちがあります。

○小篠会長 さっきの観光の話がそれとすごくリンクすると思うんですね。他のところでも、観光産業という形で、外資が入ってくるということが起こり得るわけです。さっきの国の施策を見ているとこれで国力を伸ばそうということなのではないでしょうか。そうした時に当然それによって入ってくる、今ご紹介があったようなことが十分考えられるわけで、それによって地域の価値が下げられてしまう可能性、それ事態を保全するということを考えていく必要があるのではないかと。そこが道としての基本構想の重要な役割ではないのかというご意見ですよね。

○中井委員 景観計画をつくることに関しては、質ですよね。ただつくれば良いのではなく、質とは何かというと「地域らしさ」なんですよ。地域の個性とか地域の立地条件とか地域の歴史・文化をいかに盛り込んでいくかということを経験してしまおうと同じような景観計画がたくさん出来て、ただつくりましたで終わってしまうんですね。だから地域らしさを反映させていく計画、もちろんそれはどのように具体的に実現させていくかということも繋がっていくのですが、その辺が今まで曖昧というか、景観計画をつくれれば景観行政を実施しますみたいなことがとても多いのではないかと思います。特に北海道はたくさん市町村数があるから、地域景観の文脈である「らしさ」を読み込んだ景観計画を作成しないと、似たような形になってしまいがちになります。それを考えるのは難しいけど必要なことだと思うんですね。

○小篠会長 マスタープランと同じ話だと思ってはいるのですが、法律が改正になって市町村マスタープランをつくる。全国でつくるとなった時に、そのマスタープランをつくるためのマニュアルみたいなものもつくられたんですね。それでやったらほとんど同じマスタープランが各市町村で出来ちゃった。目次も一緒なんてことになりかねないわけです。今はマスタープランの議論はおいておきますが、景観計画で扱おうとしている景観というものを考えていった場合には質も要素も同じではない。といった中で考えていくプロセスみたいなものを明示をしておくことが大事なのではないかというお話だったなと思います。

○笠副会長 先ほど工藤委員が言ったことの蒸し返しになってしまうのですがけれどもこの論点の2のところの景観づくりの担い手不足、意欲の低下、ネットワークづくりの停滞にどう対応するかとあるのですが、これは私たちが考えるというよりは、むしろ資料の方に景観づくりを支える人づくりといことで、フラワーマスター認定登録者とか屋外広告物講習

会修了者、5年以上継続して活動している景観づくりに関する活動団体とありますが、この方達は全部道で把握しているわけですよ。であればこの人たちに直接アンケートを採って一体何が足りないのかということを知りたいというわけですよ。フラワーマスターは今年で25年目の講習会を行ったばかりですが、昔はフォローアップ、スキルアップ講習というのをちゃんとやっていた。今は全くそういうのがなくて、認定してそのままになっています。その後のフォローを全然していないものだから、その人達はいったい何をすればいいのかといつも聞かれる訳です。せっかくこんないい仕組みをつくっていながら、そういう人達の意欲というものを全くいかされていないという現状があるので、それを解決するというのは、その人達の意見を聞いて、何が今必要なのかということを知りたいというわけではなくては駄目だと思うのですよ。

○小篠会長 それも大事な視点だと思いますよね。この10年間でビジョンがやってきた施策の評価で数値化されているのだけれども、その中身をもっと掘り下げようというお話だと思うんですね。中身を見た時の潜んでいる課題みたいなものを炙り出さないと、次の改善には繋がらないだろう。耳の痛い話かもしれませんが、評価が甘いのですよね。もう少し課題みたいなものを担い手自身から拾い出して、それを見ながら、次のアクションにどう繋げていくかということを考えていくべきだ。

○笠副会長 今までの道のアンケートとか国のアンケートに答えている人は、ある程度、観光とか意識を持った人が答えるわけですからそれなりの答えしか出てこないと思うのですよ。実際住んでいて何かをやっている人の目で見たとときの課題というものは違うと思うのですよ。切実感のない答えしか出てこないと思うのですよ。生の課題というものをちゃんと出していかないと。これをまた役場をとおしてしまうと、フィルターが掛かってしまうと出てこない。せっかく2361人の登録者に聞けば導けるはずですよ。そういう人の意見は聞かなければ。

○小篠会長 それをダイレクトに聞く機会ってあるのですかね。つくれるのですかね。

○笠副会長 北海道は誰が登録している人かを把握しているはずですから、直接郵送でアンケートを採れるはずですよ。

○小篠会長 それに市町村を挟まずに、ダイレクトにアンケートを送付するとかそういうことで意見徴収するということですね。事後の評価、事後の施策に対しての意見徴収というのは非常に大事なんでしょうね。登録数が何人になって、目標値とどうだという制度的な話ではなくて、もう少し掘り下げた話にしていかないといけないのではないかということですね。今、笠副会長が言ったのは、説明された資料ではなくて、後ろについていた参考資料1、前回の審議会にもついていた景観形成ビジョンの進捗状況はどうだったのという話をするために、付けて頂いた資料で前回辛口コメントがたくさんついたものですね。事実としては

こういうことなんですけど、これだけでは、現状が把握できないので、今日かなり詳細な事例も含めた実態の報告書に繋がっていているんですね。

○菅野委員 旭川市です。景観取組の事例に出していただいてありがとうございます。上川の中郡ばかりで。行政として一点あるのが、景観行政団体になり景観計画をつくるとなると景観づくりというものが全面にたってきているものだから、公共事業で何かしないとけないという意識があると思うのです。計画をつくるとなると指標は何か、成果は何かと必ず問われるものだから、なかなかつくりづらい、公共事業で何かをやるというきっかけがなければつくりづらいという事実があります。そこで先ほどの論点のところになるのですが、景観の有する価値と効果ってありましたよね。景観はつくるばかりではなくて、今あるものを景観と言って、そこに他の要素を入れる時にどんなルールをつくるのが大事だと思うんです。ニセコの例もそうなんですけども。評価されているのは今現状にある風景で、そこをいかに維持し保全していくことが大事で、それは広域のものもあれば身近なものもあると思うのですよ。だから市民の方が自分が普段の活動や生活が景観の一部そのものであることを意識してもらえそうな、わかりやすい景観の価値を説明してもらえたら良いのではないかと気がするです。色々な市民活動の中で町内会で花を植えたり、植えた後も雑草取りもものすごく大変なんです。それを朝のラジオ体操の後にみんなで少しづつ雑草を抜いていく活動しているところもあります。でも彼らは景観形成をするためにその活動していると思っていないのです。住民のコミュニケーションとして行っているのです。だから、景観は色々な活動事業に関わって景観だけで何か解決するわけではないです。ビジョンとか考え方は色々な事に関わって景観という視点で色々なものに繋がっていくことをもっとしっかり打ち出していけば、もっと身近なものになれると思うのです。

さらにもう一点、担い手不足となっていますが建設業の業者さんは減っているかもしれませんが、実は高齢化といのは担い手が増える要素でもあると思うのです。身近な景観づくりは時間も掛かるしお金にならない。しかし高齢な方で元気な方はいくらでも時間もあるし、いくらでもここに関われるのですよね。だから場合によってはそういうことを打ち出して、そういう方達と一緒にまちづくりをしていく、まちおこしに持っていくことを、書いていただくと色々な自治体も関わりやすくなるのではないかと気がしています。

○小篠会長 どうもありがとうございます。今も大事な視点なのかなって思いますね。だから、ビジョンの冒頭の景観とは何かっていう整理の仕方が本当に大事になってきて、そこをちゃんと書かないと誰にも何も解らない話になって後半のところは手法の話になってきているのは、前半の部分がぼやけているからそういう問題に陥るのかなってなるところが改定の一つのポイントなのかもしれません。

○西山委員 この議題が終わるのであれば。改めて景観行政団体を促進していくというこ

とをやるのでしょうか？前回は半数なんて北海道には高すぎる目標ですという話があったと思いますが、別に半数にしなくてもいいけど、今日あったような形で、漠然と増やしますではなくて、例えば市街地景観には今のところ目立つものがなくても農地景観を進めていきたいと思いますとか、今日の議論の中にあつた担い手の活動があるような場所、歴史的景観づくりを中心とするような景観計画にしたらどうですかとか、要は北海道の自治体の実情に即してつくとメリットを感じるような景観計画のあり方を北海道が独自でいくつかパターンを用意し提示してあげて、景観行政団体になるように促していくのかどうか、半年に1, 2回しか集まれないので、決意をして・・・要するに次の見直しの計画で景観行政団体を増やしていくことを目指すかどうかを委員長少しお聞かせいただきたいのですが

○小篠会長 方針ぐらいは出せたらどうかというご意見でしたけど。

○星野都市計画課長 景観行政団体は数でいくつとありますが、そこに急に行くわけではなくて、各市町村で景観行政団体になっていないということは、西山委員がおっしゃいますメリットですね、メリットがあれば、そういう方向に考えていくのであって、理解が進まないとか色々な言い方がありますが、その前に価値とか色々な効果があり実感できないとか見えてこないとなっているので、進まないと思うのです。だから、民間でのサポート企業とか活動している生の声っていうのもありますが、自治体か計画つくって景観行政団体になっていくということになると、資料でも事例があつて、直接かどうかは別として住んでる方が自分達の街に誇りや魅力を感じて定住に繋がっているのではないかと、あるいは外から素晴らしい魅力ある景観も含めて移住してくるのではないかと。それが循環的に住んでる方の意欲に繋がって、子供が地元への愛着が深まって大人になってもそこで働いたり、色々な事に繋がる。ただそれがすぐ数値になるかどうかは別として、個人にしても自治体にしても景観に対する理解、価値とか波及効果を解ればそういう方向にいくと思うのです。そこをしっかりとどういう風に進めたらいいのかと考えたいとして、論点としてあげています。その上で国の観光ビジョンで一つの目標として、景観行政団体の数について結果として出来るだけ促進していくようになっていくのが良い姿なのかと思います。

○西山委員 もう少しだけいいですか。今の話は市町村につくる気になってもらえるような、道理立てをわかりやすく啓発していくという風に理解していいのですかね。それがひとつ。でもこのことは北海道に限らず全国の都道府県が共通でやらなくてはいけないこと。もう一つは先ほど松田委員がおっしゃっていたことは、これは北海道だけの話だと思うのですが、景観に対して無防備な自治体に今から突然色々な開発が起きてくる可能性があるという時に道としての果たすべき役割、他の都道府県では自治体任せかもしれませんが、北海道に関してはそれは本当に必要かもしれません。これは北海道固有の問題であると認識すべきだと思います。その時に景観行政は届出行為を規制すること、出てきた届出行為をどのようなガイド

ラインでコントロールしていくか2点あると思います。届出行為を厳しくすれば、いわゆる網の目を小さくすれば、引っかけることができるのだけど、引っかかってでてきたものをどうコントロールするか。誘導、アドバイスの根拠といったものがなければ駄目なので、そうすると、景観法は構造的に捉えなくてはいけないという言い方をしたり、その地域らしい景観というものを、きめ細かくなくて良いけども、この自治体はこういう景観の特長を持っていてそれを評価していきましょう。もちろん自治体と共同できればいいのだけど、道内全ての自治体に対して薄っぺらくてもいいから、一通り分析して、掛けるべき網の目の細かさ、どの程度かの届出行為を決めておけば先ほどの心配な行為が引っかかってくることになる。どのようなコントロールをすれば良いかおおよそのガイドラインを道として持つことで無策な自治体に対してアドバイスしていける。これはトップダウン型、先ほどのボトムアップ、各自治体がやりたい景観計画のメリットを示す形と北海道ならではのトップダウンだけど北海道全体をマネジメントしていくこの2点をやる。すぐには出来ないと思いますが、これがビジョンだと思います。今日出てきたいくつかの切り口を入れていくと自ずとビジョンが出来ていくのではないかと。特に北海道は北海道ならではのコンテンツがあるので、ぜひその辺は先ほど松田委員がおっしゃた懸念を形にする方向でやって頂けたらいいなと思います。

○小篠会長 今の話を聞いていて、景域という形で、10でしたか、北海道の中で性格分けをしてレベルでやっていたのは何でやっていましたか。

○寺谷主査 広域景観形成を推進する目安として策定したものです。

○小篠会長 参考資料のどこの部分でしたか。広域景観を行うためにやったスタディでしたか。記憶があいまいになってしまいましたが、景域を考えようとやったのは事実であって西山委員言われたこととリンクすることではあります。

○西山委員 北海道の中で景域を調べると言うことは、北海道という漠然とした景観を構造的に見ようとしているのですが、今度は一つの景域の中をどのような景観要素が支えているのかさらにもう一つ突っ込んだ景観の構造を明らかにしていくと、様々な開発行為などに対処していける。北海道では、ファーストステージである景域の分析が終わっている。次はそれぞれの景域の中の目的を明確化した分析をすれば良い。一方的なトップダウンもできないので、地元とプロジェクトを組まないに進まないと思います。

○小篠会長 前回の景観ビジョンを策定した時はそこまでやらないで、漠然とした大きな方針だけをつくらうとやっていたのではないと思うのですよね。実はそれをやったら細かい歪みが出てきてしまったというのが現状だと思うので、そういう意味で今日は論点整理をしているのですが、基本構想のあり方、位置づけの仕方みたいなのところも明確にしておく必要があるのではないかと。基本構想はかなり重要な方針を策定しているものなので、景観計画を含



めて北海道でぐるっと回したわけです。その中で課題が出てきているので、地方公共団体が定めるべき法体系のあり方としてどのような構造が望ましいのかというところまでの議論を1回してもいいのではないかと。という風に整理してもよろしいでしょうかね。中身の作業は結構大変な作業で、整理されているようで整理されていない部分もたくさんありますので、大変かもしれませんが、位置づけをどうするかという議論を1回させてもらうのも大事だし、それが出来ないから、景観計画を立てるといふ旗印をあげたとしても地元が何をやっていいか解らないし、めちゃくちゃ景観計画を立てられても意味が無いということに繋がるのでしょね。他のご意見はどうでしょうか。

○石川委員 北海道の景観は目先のことだけじゃなくこれから何百年も続くとういことを考えて、観光にスポットを当ててるのか、それともそこに住む住民にスポットを当てて息の長い景観計画を考えていくのかということを決んでいかなければ、観光客向けの景観をつくるとうい雰囲気が出来てきているので、そうではなく何百年も続くとういことを考えて景観計画を立てていかななくてはならない。目先の観光客からお金をいただきたいということもわかりますけども、また、京都の方でも景観、看板規制が今でも全国で1番厳しいのですが、また厳しくするとういのも聞いております。

○小篠会長 景観の喪失に対してどういった規制とういものをしていくとういことをこれからもっと明確にしていかななくては駄目だろうとういことですね。

○大西委員 勉強不足の質問で恐縮なのですが、先日北海道生活とうい雑誌の編集長とお話して、とても北海道にお詳しい方なのですが、今北海道で観光的にも住んでいる人の評価的にもまちづくりで注目されているのは、江差町だとう伺いして、古い漁村の街並みをいかしつつ、電柱を地中化し古くて素敵な住居とかをポイントにし街を変えられたとういことで、その風景に会いに写真を撮りに行かれたり、注目されているそうなのですが、この地域は景観行政団体になっていなくても、それだけのことに繋がっているとういことで、私自身行ってはいないけど、ホームページとかを見ると条例をつくられ、行政とNPO等が関わって大々的になっているとういことで。

○中井委員 「歴史を生かす街並み整備」の北海道プロジェクトだったのですよ。古い江戸時代の面影がる街並みが傷んできたのを道の事業で再生してできた結果が現況の姿になっている。その当時まちづくりに関係した人々が現在も携わっている。まちに人が育ったことが大きな財産なんです。事業を実施する時に町の人達を巻き込んで、規則をつくり、街並み景観を考えた。今その方々がまちづくりや観光に寄与されている。先日の新聞報道によると「日本遺産」認定にまでなった。街並みづくりのプロジェクトと同時に人が育った事が江差町の大きなメリットですね。ただ、やりました。で終わりではなくて、やった後にそれを維持していく人達が育っているとういことが大切で、まちづくりはそうでなくてはならないと

思うのですね。良い事例だと思います。

○小篠会長 だから課題というかクロスしているのですよね。歴史をいかしたまちづくりでいわゆる建築の方から入ってきた話だけでも、資源がいかされるイコール市街地景観の一つの要素であるっていうことになるし、それを目指した観光インカムの増加っていうことになる。守って維持するためには、それをやる人がいないとできない。その人達と一緒に育っていかなくてはならない。江差追分があつたりお祭りもあるし、祭りを維持することも、京都の祇園祭もやる人がいなければできないのであって、みんながいなければ出来ないし、練習しなくてはならないし、そういうことをずっとやり続けることが、人を育てることに、次世代に繋げることになるでしょう。そういう取組も景観の中にあるよね。という話を解っていただけるようになると。景観は後から出てきてふわっとしているものでありましてという言い方は駄目で、北海道の地域のそれぞれの生活の中に根ざしたもののなのです。という風に言わないと、その人達は後から言われた面倒くさいことですぐにやらなくても良いのではないかという話になっていく。そう言った問題みたいなものが、根底にあるのではないか。逆に言えばこんなことやったら面白いだろうと思っている人達がいる所だとその活動をするのが、まちづくりになるし、景観づくりにも発展することになる可能性が十分にあると思います。今の話を伺っているとそここのところを意識しながら、ビジョンというものを書かないと、ビジョンは総合計画とかそういったものからみると全然後から出てきた話なので、また、何かしなくてはいけないの。と地元の人達が思っているところがあると、あまりそれは人もいないし、予算もないしという話になってしまう。そうではなくて、やっていることがこれなんです。っていう言い方にしていっての方がむしろ良いのではないか。これは西山委員が言っていた、わかりやすく示すガイドラインに繋がっていくかもしれないですね。

○石川委員 江差のお祭りなのですが、本当に地域に根ざしているんですね。山車がそれぞれの地区でいくつか出て・・・お盆の時だったかな。

○中井委員 8月の9、10、11ですね。「姥神大神宮渡御祭」ですね。

○石川委員 私1度参加したのですが、地区に行くとその家に勝手に入って飲んで食べてというのが根付いてきたものなのですよ。そういうのが遺産ではないかと思います。

○中井委員 そもそも景観法は、ヨーロッパでは景観法と言うかはわかりませんが、古い街並みとか古い文化とかを守るために法律ができたと思うのですね。ところが、日本は景観法をつくってまちをつくらうとしているのが、問題があるというか、「何々づくり」っていう表現が多く、例えば看板の出し方とか色をどうするか決めて、これで作れば良い街ができるのではないかみたいに景観法が出来上がっているところが問題なのではないかと思うのです。美しい景観を守るために、古いものをいかすために、どのような努力をしなければいけないか、という発想からできたヨーロッパの景観法は、守るために色々な事をするし、

コミュニティも育っていくしということは、日本とヨーロッパは景観形成に対するベクトルが反対なのではないかと思う時があるのです。だから、日本でも歴史がある街など目的がはっきりしている街は景観法が守られるのだけど、何も無いけどいい街にしたいねとなると、景観法を使って「何々づくり」という形でできるのかどうかは未知数ですよ。目標像が曖昧なんですよ。色が制限されて、広告看板がなくなって、良くなるのではないかとこのころの根底に根拠がないことが多いのではないかと。今、景観法が始まって13年しか経っていない。京都とか奈良とか歴史がある街は目標像があるので良いのですが。北海道はどうするかというと、自然や農村景観ではないかと思うのです。北海道は江差みたいに歴史を残していく街もあるけど、それに対する同じようなレベルで必要なのは、自然景観ないし農村、漁村の景観をいかに定着させていくのが大切で、その時に北海道の場合はオリジナルな内容のものをつくっていかないと、全国と同様の内容では難しいと思うのです。北海道は独特な歴史・文化を持っていますので、国のやり方そのままでは駄目になってしまうことがあると思うのです。道外の農地景観はものすごく歴史を持っていますので、それと同じ事をやっても北海道は駄目だと思うのです。開拓以来の街づくり、酪農、水田、畑作などの独特の景観を持っているのだから、それを北海道バージョンとしてうまく位置づけながら、景観形成に繋げていくかが北海道の重要なポイントだと思うのです。これはまちづくりも同じですよ。景観形成のキーワードは全国と同じものがあったとしても、展開の仕方は道外をまねしてはいけないと私は思います。

○小篠会長 そうですね、そういうところもあると思います。本州というか長い歴史のなかで培ってきた生産の現場の美しさみたいなこともありますし、たとえば棚田の話も、あれをつくるためにどれだけ努力するかということもありますし、北海道は北海道で農業生産物のその質をどのように考えるかという話は今各生産者さん達がすごく考えているわけですのでそのときに農薬の話がでてきたりするわけですけども、虫がつくから農薬をまくってという話ですけども、たとえば水田のあぜ道にあるハーブを植えるとあまり稲に虫がつかなくなるってことは色々試行錯誤してわかってきていることなんですけども、それを使ったあぜを作って結果的に米の質は上がるし、同時にすごくきれいな田園風景が広がるわけですよ。そういうセットになってやっている人たちっていません。それは景観の議論の中であまり話されないんだけど、さっきだからそこは農業の話だから景観の話と違うよねって言ったのかもしれないけどでもそういうことじゃない。その人達がやっているそのこと自体が景観を一生懸命やるサポートする一人、指定はされていないけど認定はされていないけど、その人、景観を守っている人ですよっていうふうにと例えば位置づける。JAの若手の人たちに頑張ってやり続けてくださいと言ってあげれば、その人たちは一生懸命自分たちの、その食いつぶちですからね、一生懸命頑張ってやるでしょう。そういうふうな支援の仕方も

あるよね、っていうこともあると思うんですよね。そのへんのところまで景観というものを少し広げて考えるということがわかってきたんじゃないかと。景観とはそんなものだと、前はつくろうつくろうとやっていたんだけど、その外側にあったところ事態が実は第一であってそれをやらなければ景観の話に繋がっていかないんじゃないのと言う話、さっきの農村景観の話とそれから市街地景観の話で出てきたもそういうことだったんじゃないかと思えますね。

○西山委員 ちょっといですか。

○小篠会長 どうぞ。

○西山委員 中井委員のおっしゃったことの9割に賛成ですが、少しだけ確認したいことがあります。景観法について色々議論してきましたが、景観法というのは無色透明なのです。新しい景観をつくることもできるし、古い景観を守ることもできる。なので景観法ができたときに専門家の人で批判する人もたくさんいたのです。偉い先生方が、国が何の指針も示さない法律なんて許せないと。たとえば国が指針を示して、風力発電、メガソーラ等をどうするだとかガイドラインを示すと日本中をコントロールできるのに、そうになっていない。景観法の枠組というのは、全てどうしたいか自治体で決めてください、古い町並みを守りたいという景観づくりがやりたいんだったらそれでいいし、うちは歴史もないし特徴もないから今後全部スペイン風にやりますと仮に地元の人がみんな納得すれば、極端に言えばそれでいいですよというわけです。だから保全するのも保存するのも景観づくり、という言い方をしたので景観法はまったく無色と考えて良い。だから景観法全体の方向性が新しい景観をつくるということではないということについて、この委員会でものすごくそのコンセンサス形成が大事だと思います。ちょっと間違えないようにしないと今後フィルターがかかっちゃうので、その意味においては本土の事例を真似しなくていいと思うんですけど、景観法自体はそういうものではないので、ぜひ、その部分は理解したほうがいいのではないのでしょうか。

○小篠会長 えっとですね、ちょっと時間が少しオーバーしてきたので、このへんにしたいと思いますが、ただ大事な議論ですので少しじっくり重ね重ね議論をしていきたいので時間をとらせていただきましたが、今日論点整理をしたいねということで始めました、事務局案として5つくらいの論点整理を出していただいたのですが、そこからワーッと話が広がって色々その前段のところはどうしないといけないのかということを含めて明らかになってきたことがございますので、もう一度このレベルで整理をさせていただきます。それをした上で次のビジョンの中身に入っていきたいと思いますので、今日出てきた意見を踏まえて前回意見もかなり入ってくると思いますけれどもそのなかで、それを踏まえた上でもう一度論点整理をし、景観形成ビジョン、北海道における景観の基本構想を位置づける。それをどういう風に今後10年の計画にもっていこう、最初のとっかかりの整理をさせていただいて少しこ

れでいけますでしょうかねというところまでの資料作りをさせていただいた上でもう一度審議会開かせていただきたいなという風に思いますけれどもよろしいでしょうかね。

<委員から異議なし>

○小篠会長 大事な話だと思うのでそこらへんちゃんとやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

(2)屋外広告物について

○小篠会長 それではですね、もう一つ議題がございまして、屋外広告物についてでございます。これについてもまず事務局のほうからご説明していただき、その後ご質問等いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○加藤主査 屋外広告物を担当しております加藤でございます。私のほうから屋外広告物についてご報告させていただきます。座って説明させていただきます。それでは広告資料1「屋外広告物の安全対策について」をご覧ください。

今年4月、道内で屋外広告物が落下する事故が相次いで発生しておりまして、その事故の概要と北海道の対応などについてご説明します。

1 看板落下事故の概要の(1)ですが、平成29年4月10日、帯広市で金融機関の地上広告物、高さが7m、幅2m、奥行2mの広告物が高さ10mの支柱から市道に落下しました。けが人はいませんでした。

この地上広告物は昭和48年に設置され約44年が経過しておりました。

(2)につきましては、4月13日、帯広市でビルの外側に取り付けられていた、テナントの名前が書かれた看板(袖看板)の側面の金属製の板の一部、長さ2m、幅0.5mのものがはがれ落ちたものです。けが人はいませんでした。

(3)ですが、同じく4月13日、函館市の古書店で、店舗入り口の上の亚克力製の壁面広告物の一部、横2m、縦0.7mのものがはがれ落ち、下を歩いていた女性が軽いけがを負いました。これらの事故を踏まえて、道の対応について、「2 事故後の北海道の対応」でご説明致します。(1)安全点検実施の要請ですが、これは、広告主や屋外広告業者に対して、広告物の安全性について改めて点検を実施し、倒壊・落下等のおそれのあるものについては、速やかに撤去や改修などの適切な対応がなされるよう要請する通知を發出しています。次に、(2)ですが官民連携屋外広告物安全対策パトロールの緊急実施ですが、こちら北海道と(一社)北海道屋外広告業団体連合会で、平成27年度から屋外広告物クリーン強調月間である9月に実施していたパトロールを、今年度は4月下旬から5月末にかけて、14

(総合) 振興局管内、16箇所を実施しました。これは、人通りの多いエリアなどを中心にしましてパトロールを行い、安全管理についての啓発を行うとともに、看板の破損や腐食の進行状況を目視により確認し、必要に応じて広告主などに対して注意喚起を行っております。次に「(3) 屋外広告物の状況報告」ですが、屋外広告物の落下事故は、老朽化を主な原因とすることが多いと考えられることから、広告物を設置してから10年以上経過して、かつ3年毎に行う継続許可申請の際に実施している点検から、1年以上経過している屋外広告物の現在の状況について、広告主等から報告を求めています。内容としては、次に該当する広告物があるかどうか、①が、はく離、割れ、腐食の進行等が進んでおり、落下、飛散及び倒壊のおそれのある広告物、②が、はく離、劣化、割れ及び変形等があり、修理が必要と思われる広告物、③が、塗膜の膨れや錆による垂れ等があり、内部に錆の進行が予想される広告物、これらに該当する広告物がある場合は、改善の時期や内容の報告を求めているものです。現在この報告については、報告が来ていないものについて再報告を求めながら、内容の確認と取りまとめを行っているところです。3 今後の取組についてですが、屋外広告物の適切な安全管理が推進されるよう、屋外広告物の点検内容や点検結果報告書等の見直しについて検討を行って参ります。

一番後ろの、広告資料3「北海道の屋外広告物制度(規制)体系の概要」で簡単に規制についてご説明させていただきますと、

元となる法律である屋外広告物法の目的としては、「良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るために、屋外広告物と屋外広告業に対し必要な規制の基準を定める」としており、北海道屋外広告物条例で、広告物や広告業に対し必要な規制を行っております。また、屋外広告物条例は、都道府県・政令市・中核市、それと景観行政団体となった市町村については条例の制定が可能となっており、北海道の場合、札幌市・函館市・旭川市・小樽市がそれぞれ屋外広告物条例を制定しておりますので、これらの4市を除いた市町村が、北海道屋外広告物条例の規制対象ということになります。北海道屋外広告物条例の規制地域としては、原則として広告物を表示できない「禁止地域」、広告物を表示するには許可が必要な「許可地域」があり、また、これら禁止地域や許可地域でも、許可を受けずに表示することができる適用除外広告物があります。

1枚前に戻っていただいて、「広告資料2 屋外広告物の管理」をご覧になっていただきたいのですが、北海道屋外広告物条例では管理義務が課せられておりまして、行為者等、行為者というのは広告主や広告主から委託を受け広告物を表示する者、広告物を管理する者を総称して行為者といいます。行為者等は広告物や掲出物件に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない、としています。これは、固定広告物のほか、はり紙・はり札・立看板等の簡易的な広告物など全て対象となります。固定広告物について

も、許可地域で許可を受け表示するものだけでなく、適用除外であり許可を必要としないもの、例えば 10 m<sup>2</sup>以内の自家用広告物や公共用の広告物、他の法令により表示を義務づけられている道路標識など、許可を必要としない広告物についても管理義務は課せられています。許可を受けて表示する固定広告物の許可期間は 3 年ですが、引き続き広告物を表示する場合は、屋外広告物の点検結果報告書とカラー写真を添えて、継続許可申請が必要になります。

資料 1 の 2 ページと 3 ページに、現在の屋外広告物点検結果報告書と写真貼付用紙の様式を添付してありますが、現在の報告書は、点検部位（表示面や基礎、接合部など）毎の異常の有無や、異常の内容を報告する様式になっていますが、より詳細な点検結果を求めるなど点検内容の見直しを検討して参ります。見直しの検討においては、小篠会長と相談し、その基礎となる資料などをまとめる組織を設け、当審議会で検討内容などをご説明し、ご議論いただきながら見直しをまとめていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。以上です。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。それでは、この内容についてご質問はございますか。

○渡部委員 許可を必要としないものの中にトラック全面ですとか、バス全面に広告があるものについては許可はいらぬものなのでしょうか。

○加藤主査 北海道の場合ですと、移動広告物ということで広告を目的として広告物を設置しまして走る車両、広告車ですね、荷物を運んだりトラックですとかバスなどについての広告は許可の対象とはしないのですが、広告のために走る車両については許可の対象としています。

○小篠会長 他にございますか。

○石川委員 うちも会を開くということで、先ほどおっしゃっていたことで今一番問題になっているのは届出不要の看板、10 m<sup>2</sup>以下ですとか小さなものが管理されない、届出が必要ない。まず数がおおむねなんですけれども広告物全体の 7、8 割を占めている、届出をされているのが 2、3 割という。届出の必要のないものがですね管理されずにそのまま放ってある。看板の一連の事故を踏まえて、日広連がですね、北広連の上の団体なんですけれども、看板にも寿命がありますよということで寿命を設定したことでですね。鉄骨で 20 年、その他の木骨でできてるとか、アクリルですとか寿命は 10 年、寿命の間はですね、3 年ごとの点検の届出で済むということなんですけれども、日広連がすすめるのは、その寿命が過ぎたものは毎年点検しなさい。ということで今組合ではですね、点検をする者の講習会というものをですね開いておりますが北海道でも一度やったんですけれども、今度全道の各地で進めていきたい。今後、点検するものの点検レベルを上げていかないといけないかと。ただ今になって看板事故が発生しているわけではなくて、昔からですね、ニュース等でですね台風が来ると

看板の被災に注意してくださいと昔から言われているんですよね、ですからもうそういうことのない業界を目指していかなといけないと思います。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

○渡部委員 あの質問なんですけれど、点検の必要性があるのに出ていないものがあると先ほどおっしゃっていたのですが、出ていない理由としては色々あると思うのですが点検をするにはやはり費用がかかるということなんですか。それが理由ということもあるのでしょうか。

○加藤主査 点検がでていないものですか。

○渡部委員 点検結果報告書を添付しなくてはいけないと言うことで、その接合部とかただ目視ではなくて、作業者に言って高いところまで登って、写真を撮ったりとか、業者さんと呼んでやっていただかないとできませんよね。点検費もかかるということで安いお金でできないのかなと。もしかしたらそういうこともあって出さないという人もいるのかなと思ったのでそういうこともあるのですか。

○加藤主査 基本的に継続許可申請の際には、点検結果報告書がありませんと継続できませんので、継続しているものについては全て出てきています。

○渡部委員 報告書のとろの書式のところに出願者の下に管理者が書く欄があると思うのですが、その管理者というのはたとえば屋外広告物を、看板を建てる時に申請する人、責任者みたいな方が管理者。

○加藤主査 そうですね、広告物に対して責任を負うといたしますか。

○渡部委員 管理者っていうのはたとえば継続申請の3年の間に今回のような強風で広告物が倒れてしまったり、ボルトの緩んだりした時とかは管理者の責任になってしまう。

○加藤主査 ケースによるとと思いますが全て管理者の責任ということにはならないと思いますが、当然、広告主にも管理義務ありますし、そこはちょっと一概には、管理者が100%責任があるとはいえないかとは思いますが。

○渡部委員 あの私、申請用紙とか管理者を記入するときはだいたい業者さんの名前ですが、出願者じゃない人を書くんですけれども、毎日見ている訳ではないのでいわゆる何かあった時に管理者の責任になりかねないとしたら名前書く人はちょっといやかなと思ったものですから。

○石川委員 昨年ですね、国交省から発表になりましたガイドライン案のほうにですね、所有者に基本的に責任があると。

○渡部委員 管理者は所有者では。

○石川委員 所有者というのは看板の持ち主ですから、オーナーさんとかそういう方ですね。

○渡部委員 管理者が所有者。



○石川委員 管理者ではなくて所有者ですね。管理者はまた別。同じ時もあります。

○小篠会長 所有者に責任がいくということですね。

○石川委員 所有者が管理者をやっている場合もございますし、点検をお願いしてやるということもあります。今の風潮として点検にお金がかかるという話で、お金かかるわけですよ。点検の方法もすごく、後ほど説明しますが、細部に分かれているわけで全部するとなるとお金がかかるので、古い看板を持っている方がそんなにお金がかかるのなら、看板を外してしまうということも。こないだの帯広もそうです。

○渡部委員 建て替えるのではなく、とってしまうということですか。

○石川委員 危ないものとはってしまうという人が結構多いです。今割り切りが早くなっている。看板というものはそこにたっているからこそ、目立つ、ランドマークになるということであって、将来的にはなくてはならないもの。大なり小なりあることによって看板の意義がある。

○中井委員 インターネットの世界になっているので昔ほど看板の必要性はないのでは。

○石川委員 えっとですね、ただ、今デジタルサイレージがございましてですね、あれがよく立ち並んでいるところが多いのですが、そのところにパチンコ屋さんとかありますからそこを曲がってこっちに来てくださいと言ってもですね、どこにあるかわからない。なんていうパチンコ屋だったかなと、名前もない、壁にはありますけれど、デジタルサイレージだけあってもただ光っているだけで、頭に残らないですね、看板というのはそこに雨が降っても風がふいても冬でもそこにいつも立っている。そこを曲がってきてくださいといえぱですねそのお店に行くことができる。ということで看板というものは大なり小なりあることが消費にも役立つのではないかと思っております。

○小篠会長 それも管理が厳しくなったということですね、それだけの事故があったからですね。では看板のその具体的な見直しの検討については組織作りをしてから、今後していくということですね。はい、よろしいでしょうかね。

<委員から質問等なし>

○小篠会長 すみません、大幅に時間を頂戴いたしまして、これで予定時刻のほうになりましたので、事務局のほうにお返ししたいと思います。

### 3 閉会

○菊池主幹 小篠会長、委員の皆さま、長時間にわたるご審議ありがとうございました。次回の審議会の開催につきましては、本日いただきました意見を踏まえまして、事務局で一度整理をいたしまして、後日改めて日程調節させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

たします。以上をもちまして、本日の日程を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。